明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

※1　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。

※2　本値は地上一ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上一ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。ＯＩＬ1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（一時間値）がＯＩＬ1の基準値を超えた場合、ＯＩＬ2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（一時間値）がＯＩＬ2の基準値を超えたときから起算して概ね一日が経過した時点の空間放射線量率（一時間値）がＯＩＬ2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3　我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が二十平方センチメートルの検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約百二十ベクレル毎平方センチメートル相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4　※3と同様、表面汚染密度は約四十ベクレル毎平方センチメートル相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5　「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6　実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－2におけるＯＩＬ6を参考として数値を設定する。

※8　根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9　ＩＡＥＡでは、ＯＩＬ6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるＯＩＬ3、その測定のためのスクリーニング基準であるＯＩＬ5が設定されている。ただし、ＯＩＬ3については、ＩＡＥＡの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、ＯＩＬ5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

㈢　留意すべき事項

これらの防護措置の枠組みの下、原子力事業者、国及び地方公共団体は、緊急時においてそれぞれの役割を適切に果たすことが重要である。このため、情報提供や防護措置の準備を含めた必要な対応について、あらかじめ原子力事業者防災業務計画に、国は防災基本計画や原子力災害対策マニュアル等に、地方公共団体は地域防災計画（原子力災害対策編）に、それぞれ定めておかなければならない。この際、前記図表の記載内容が、全ての措置を網羅しているものではなく、実際に運用する際には、原子力施設の特性を踏まえて必要な見直しを加えることが必要である点に留意しなければならない。

⑶　原子力災害対策重点区域

①　原子力災害対策重点区域の設定

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示、緊急用移動手段の確保等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。

②　原子力災害対策重点区域の範囲

原子力災害対策重点区域は、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とする。原子力施設の種類に応じて原子力災害対策重点区域の範囲の目安を以下のとおり定める。

なお、同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合には、当該原子力事業所ごとに原子力災害対策重点区域を定めることができる。

(i)　発電用原子炉施設

発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域は、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、次のとおり定める。

(ｲ)　予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ：Precautionary Action Zone）

ＰＡＺとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、ＥＡＬに応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るＰＡＺの具体的な範囲については、ＩＡＥＡの国際基準において、ＰＡＺの最大半径を原子力施設から三～五キロメートルの間で設定すること（五キロメートルを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径五キロメートル」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

(ﾛ)　緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：Urgent Protective Action Planning Zone）

ＵＰＺとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、ＥＡＬ、ＯＩＬに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るＵＰＺの具体的な範囲については、ＩＡＥＡの国際基準において、ＵＰＺの最大半径は原子力施設から五～三十キロメートルの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径三十キロメートル」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

ただし、炉規法第四十三条の三の三十三の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設※については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径五キロメートルを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをＵＰＺとする。

※　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成二十七年原子力規制委員会告示第十四号）において定める。